

## 「秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会」開催要領

### 1 日 時

令和3年9月2日（木） 午前10時00分から11時30分まで

### 2 場 所

秋田地方総合庁舎 4階「総404会議室」

所在地 秋田市山王4-1-2

### 3 委 員

(五十音順)

氏 名	備 考
鶴川 洋樹	(大)秋田県立大学生物資源科学部 教授
齋藤 登則	税理士(齋藤税理士事務所)
佐藤 満	秋田県中小企業団体中央会 専務理事
佐藤 睦	一般公募
藤原 絹子	(特非)秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会事務局長

### 4 内 容

秋田県農林水産部農業関係補助事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等)の実施状況等について、委員の意見を聴く。

- (1) 事業地区別の各年度における成果についての評価
- (2) その他、事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

### 5 事務局

秋田県農林水産部農山村振興課

(関係課：農林政策課、農業経済課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課、農地整備課)

### 6 参 考

秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会設置要領(別添)

## 秋田県農林水産部農業関係補助事業に係る第三者委員会設置要領

### 第1 趣旨

別紙に掲げる秋田県農林水産部農業関係補助事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等〔以下「事業」という。〕）の効率的かつ適正な執行を確保するため、事業の実施手続き及び実施状況について第三者委員会の意見を聴くとともに、これを公開する等所要の措置を講ずるものとする。

### 第2 第三者委員会等の設置

- 1 事業の効率的かつ適正な執行を確保するため、農林水産部内に関係課長をもって構成する事業管理委員会を設置するものとする。
- 2 事業管理委員会に、事業の実施手続き及び実施状況について意見を聴くため、第三者委員会（専門的知見を有する者であって、県又は関係するその他の団体に属する者以外から構成される委員会をいう。）を設置するものとする。

### 第3 第三者委員会等の開催及び公開

- 1 事業管理委員会は、毎年度、事業に係る第4に掲げる事項を取りまとめるものとする。
- 2 事業管理委員会は、1のとりまとめの結果を第三者委員会に諮り、その意見を聴くものとする。
- 3 事業管理委員会は、2により第三者委員会に諮って了承を得られた事項を第三者委員会の意見を踏まえて、農林水産部長に報告するとともに、その内容を公表する。

### 第4 第三者委員会に諮るべき事項

事業管理委員会が第三者委員会に諮るべき事項は、次のとおりとする。

- 1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（旧強い農業づくり交付金を含む）について
  - （1）事業地区別の目標年度における成果についての評価
  - （2）その他、事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項
- 2 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）（旧農山漁村活性化プロジェクト交付金事業を含む）について
  - （1）目標及び指標の達成状況について（改善計画の策定等の改善措置を含む）
  - （2）目標及び指標の未達成要因の把握・分析
  - （3）目標及び指標の達成に向けた今後の対応方策

### 第5 第三者委員会の組織

- 1 第三者委員会は委員5人以内の構成をもって組織し、委員は学識経験者等から選任する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 委員に事故ある時は、その委員を補欠することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第6 委員長及び副委員長

- 1 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第7 委員会の招集及び議長

- 1 委員会は、秋田県農林水産部長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## 第8 事務局

委員会の事務局は、農林水産部農山村振興課内に置く。

## 第9 委任規定

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要領は、平成13年1月14日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年3月1日から施行する。

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

この要領は、平成21年2月13日から施行する。

この要領は、平成23年9月13日から施行する。

この要領は、平成25年6月7日から施行する。

この要領は、平成27年7月24日から施行する。

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

この要領は、平成31年4月17日から施行する。